

長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託 仕様書

1 業務名 長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 履行場所 指定場所

4 業務目的

本業務は、新規事業を検討している地場企業者や新規事業の必要性を感じながらも具体的な取組みに課題を抱える地場企業者に対して、新規事業のアイデア創出を行うコミュニティの運営管理を行うことを目的とする。

5 背景

長崎市においては、基幹産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、地場企業の新分野・新事業への進出や新製品開発等に向けた取組みを促進し、新たな産業活力を生み出していくことが求められている。

その推進にあたり、新たなアイデア、テクノロジーによってイノベーションを生み出し、既存の産業に革新をもたらす存在であるスタートアップの創出や都市部企業とのオープンイノベーションが有効な手段の一つとして注目されている。

これまで、新規事業創出を検討している参加者同士が、対等にコミュニケーションできる場（以下、「コミュニティ」という）の醸成及び新規事業創出に向けた具体的な取組（以下、「プロジェクト」という）の創出を目的とした長崎市独自の施策を展開してきたところであり、様々な共創事例が生まれている。

一方で、地場企業は競争力強化や持続可能な成長といった、新たな「強み」を見出すため、新規事業が必要との認識があるものの、セミナーなどの情報不足や人材不足などを理由として取組みに課題を抱えており、協働企業や人材とのマッチング、情報共有といった支援の更なる強化が求められている。

今後、新規事業創出への取組みにチャレンジする地場企業を拡大するためには、企業が新たなアイデアを生み出しやすい環境を整え、情報共有や企業マッチングの機会を強化する必要がある。

6 業務内容

(1) 新規事業創出に向けたアイデア創出支援

ア 内容

下記に掲げる事項を網羅したコミュニティを運営管理する。

なお、コミュニティを運営するプログラムの具体的な内容については、ワークショップやセミナーを基本とするが、業務の目的を達成するためにより効果が見込まれる内容を長崎市と受託者で協議し、両者合意の上で決定する。

(ア) 対象者

新規事業を検討している地場企業者や新規事業の必要性を感じながらも具体的な取組みに課題を抱える地場企業者など

(イ) テーマの設定（ワークショップ・セミナー等）

テーマを設定し、参加者同士のアイデア創出に向けたディスカッションが生まれやすくすること。なお、例えばテーマは、長崎市が成長分野として掲げる「環境」「海洋」「ものづくり」「デジタル」などに関する内容がある。

(ウ) すそ野の拡大

常に新たな参加者がコミュニティに参加できるきっかけとなるような機会を設けること。

(エ) コミュニティの運営管理

ワークショップ・セミナー以外でも参加者同士の繋がりを生むためのコミュニティの運営管理を行うこと。

(オ) モチベーションの向上・ノウハウの提供

新規事業創出に取り組む地場企業等の経営者や担当者による事例の共有を図るセミナー、ミートアップイベント等を開催するなど、新規事業創出を身近に感じ、関心を持つ者が増えるとともに、知見を得ることができる機会を設けること。

(カ) 参加者のニーズ・シーズの抽出

参加者が日々の事業の中で感じている新規事業に対するニーズやそのきっかけとなるシーズを抽出できるような気づきが得られる内容とすること。

(キ) 交流機会の創出

交流機会を提供することで、コミュニティの活性化、ネットワーク拡大及びアイデア創出に向けた参加者同士の交流が図られるような内容とすること。

(ク) 伴走支援

新規事業創出に向けたアイデアの創出に対して、アドバイザー支援を行うこと。

イ 実施回数 8回程度

※回数やストーリー構成自由（例えば、3部構成のプログラムを3回実施するなど）

ウ 参加人数 各回20名程度

(2) イノベーション創発コミュニティ育成に係る最終イベント

ア 内容

下記に掲げる事項を網羅した最終イベントを実施する。

(ア) 本事業の整理

本事業で実施した内容について、イベント参加者に対し整理してわかりやすく伝え事業の理解を図ること。

(イ) 新規事業創出に係る機運醸成

本市内の事業者に対して、新規事業の創出に対する理解を深めるとともに、実際に取り組む始めるきっかけを提供する内容とすること。

(ウ) すそ野の拡大

新規事業創出に関心が無かった層も関心が持てるような内容とし、イベントへの参加を促すことができるような内容とすること。

イ 実施回数 1回

ウ 参加人数 30名程度

(3) 本事業に関する情報発信・蓄積

ア 内容

本事業の活動についての情報を蓄積するとともに継続的に広く周知するため note を使った情報発信を行う他、必要に応じその他のツールやサービスを活用して効果的な情報発信を行うこと。

なお、実施に当たっては最低限、下記の事項を網羅した内容とすること。

(ア) 各プログラムの活動状況に関する note 記事作成及び発信

(イ) 参加企業にスポットを当てた note 記事作成及び発信

(ウ) その他、先進企業の事例や、支援機関の施策等、本市内における新規事業創出に関連する情報がある場合は、本市と協議の上、可能な限り発信すること。

(エ) 実施に当たっては、数値目標を立てるなどプロモーション戦略を立てた上で情報発信を行うこと。

(オ) コミュニティに必要な資料や情報は、リソースライブラリーとして整備すること。

イ 情報発信量

(ア) note : 記事 10 本以上

(イ) その他のツールやサービス : 本市と協議の上、決定する。

7 受託者の業務

- (1) コミュニティの企画
- (2) コミュニティの運営管理実施（オンラインコミュニティツールの管理、参加者のフォローアップ等を含む。）
- (3) 参加者の管理（参加者名簿管理、出欠管理、アンケートの作成・集計）
- (4) 各プログラムの企画・実施（参加者募集、準備、設営、ファシリテーション）
- (5) note 記事の作成
- (6) その他のツールやサービスを使った情報発信（実施する場合に限る。）
- (7) 情報発信に係るプロモーション戦略
- (8) 事業遂行にあたってのスケジュール管理
- (9) 中間報告書の作成（令和7年9月頃）
- (10) 本業務の概要や成果を記載した報告書の作成
- (11) その他関連業務

8 業務内容に関する留意事項

- (1) 参加者の募集については、年間を通して本市と協力し検討、実施すること。
- (2) アイデア創出支援業務の目標は、新規事業創出に向けたアイデア創出までであり、事業計画策定までは踏み込まないが、本業務終了後も支援対象者が引き続きアイデアの創出ができるようなノウハウスキル構築に努めること。
- (3) ワークショップやセミナーは、現地開催のほか、オンラインやハイブリッドでの開催など形式は問わないが、参加者の多様な意見を引き出せるようオンラインの場合はグループごとに一人、現地で開催する場合は2グループごとに一人ファシリテーターを配置すること。なお、参加者相互の信頼関係を構築し、円滑なコミュニケーションを行えるよう初回は現地開催とする。
- (4) 令和7年9月頃に一度中間評価を行い、修正すべきことがあれば9月以降に実施する事業に反映させること。
- (5) 本事業以外の本市施策や他の支援機関等の取組との連携に努めること。

9 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険証被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 経歴書
- (4) 受注者との雇用関係を証明する書類

10 その他注意事項

- (1) 本業務に付随して発生する成果物に関する著作権（著作権法 27 条に規定する権利を含む）は、全て市に帰属するものとする。
- (2) 業務実施に当たり、関係法令を必ず遵守するとともに、本市の責めに帰する事由を除き第三者に及ぼした損害については、責任をもって受託事業者が対応すること。
- (3) 受注者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また、業務遂行に当たっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。
- (4) 本書の詳細な内容、明記なき事項及び業務上発生した疑義については、発注者と協議の上業務を進めるものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。このことについて、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は以下の事由が発生したときは、発注者に対して速やかに届け出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。
 - ア 業務履行に際して事故、問題が発生したとき。
 - イ 発注者から届け出又は報告を求められたとき。
 - ウ 業務履行に際して大幅な変更があるとき。
- (7) 一括再委託の禁止
 - ア 業務の履行に当たって、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
 - イ 前号に掲げるもの以外について再委託を行おうとする場合、あらかじめ書面により発注者に提出し、承諾を得なければならない。
 - ウ 前号の書面の内容に変更がある場合、事前に変更の届出を提出し、承諾を得なければならない。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、発注者と協議のうえ実施すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

11 業務内容にかかる協議

本仕様書に関し、疑義が生じたときは、両者協議のうえ決定するものとする。

12 担当

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 (1 4 階)
長崎市経済産業部新産業推進課 (担当 井上)
TEL : 095-829-1273 FAX : 095-829-1151